

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立若松商業高等学校
〒965-0875 会津若松市米代一丁目3番31号
電話 0242-27-0753
FAX 0242-29-7380

1 対象学科と募集定員

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

課程	学 科	募集定員	備 考
全日制	会計ビジネス科	80名	① 定員には、前期選抜による合格者を含む。
	情報ビジネス科	80名	② 通学区域は、県下一円である。

2 出願資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することができない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

募集を行う学科間において、第二志望までの併願を認める。

5 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形・志願者の住所及び氏名を記入したもの）を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 調査書（所定の様式によるもの）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者

氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（所定の様式による）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（所定の様式による）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとする。
郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後に、受験番号を記入した受験票（所定の様式による）及び入学検定料納付済証明書（所定の様式による）を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校各学科間で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（所定の様式による）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 本校から他校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式による）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に後期選抜出願先変更者名簿（所定の様式による）を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式による）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は、点数化しないが精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。面接については段階評価する。

(3) 作文

あるテーマについて、600字以内で自分の考えを述べる作文とする。作文については、点数化し、20点満点とする。

12 面接等の日時及び会場

(1) 期 日 令和6年3月22日（金）

(2) 日 程 ① 受付 8:10～8:30
② 点呼諸注意 8:40～8:50
③ 作文 9:00～9:40（40分間）
④ 面接 10:00～

(3) 会 場 福島県立若松商業高等学校

(4) 準備物 ① 受験票 ② 筆記用具 ③ 上履き
※携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

本校は校地が狭く、保護者の車は駐車できません。受験当日は車での来校を避け公共交通機関等を御利用ください。

なお、正門前の道路は、午前7時から午前8時までは許可車以外通行禁止となっております。

13 合格者発表

(1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に、本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票を確認し、合格通知書（所定の様式による）及び入学準備に必要な資料を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

15 その他

本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。